

野木町の令和5年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率は、以下のとおり、すべての指標が基準を下回りました。

財政指標は基準を下回りましたが、今後持続可能な財政構造の確立を図るために、この指標を分析し、町にとって必要な行政サービスを十分に考慮しながら、行政改革に取り組んでいきます。

	野木町	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ▶一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模*に対する比率です。	赤字なし	14.50%	20.0%
連結実質赤字比率 ▶全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模*に対する比率です。	赤字なし	19.50%	30.0%
実質公債比率 ▶一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模*に対する比率(3か年平均)です。	8.2% (県内平均 5.8% 全国平均 5.6%)	25.0%	35.0%
将来負担比率 ▶一般会計等が将来負担するべき実質的負債の標準財政規模*に対する比率です。	赤字なし (県内平均 9.0% 全国平均 6.3%)	350.0%	
資金不足比率 ▶公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の比率です。	資金不足なし	20.0%	

※標準財政規模
地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

政策課からのお知らせ

野木町地方就職支援金のお知らせ

東京圏の大学生の栃木県内への就職を促進するとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的として、栃木県内の企業に就職予定(内定受諾)、かつ野木町への移住を予定している大学生に支援金を交付します。

- ㉠●大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みであること。
- 大学の卒業年度において、東京圏内(条件不利地域を除く。)に継続して在住していること。
- 栃木県内に所在する企業に就職することが内定していて、内定が卒業年度の10月1日以降に出されていること。
- 卒業後に上記内定企業に就職し、野木町に移住する意思を有していること。
- 勤務地が栃木県内に所在すること。等

【支給額】

卒業年度の6月1日以降に実施される栃木県内の企業の採用面接および採用試験に要した往復交通費のうち、実際にかかった1回分の経費の額とし、5,390円を上限とする。

内定先企業が交通費の一部を支給している場合はその額を差し引いた額とし、5,390円を上限とする。

※その他の要件・申請書類・金額等、詳細は問合せ先へ。

㉡令和7年2月10日(月)まで

問政策課 ㉠(57)4178

入札参加資格審査の申請受付(物品・役務)

窓口でも要項や様式を配布しています。

【業種】物品・役務

【受付期間】12月2日(月)～16日(月)

【受付方法】

- 簡易書留等にて郵送(12月16日消印有効)
- 受付窓口へ持参(9～12時、13時～16時)※土日祝除く

問政策課 ㉠(57)4117

【12月開催:新橋区】令和6年度野木町 町政地区懇談会開催日程のお知らせ

今年度も開催希望のあった各地区にお伺いし、町民の皆さまから町や地区の課題についてご意見をお聞きする「町政地区懇談会」を開催します。

㉢12月14日(土)9時30分～11時

㉣ホープ館2階

【出席者】開催区住民の方、町長・町職員

㉤町からの重要施策等説明、自由討議

問政策課 ㉠(57)4216